

伊佐市農業委員会 3 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 28 日（木）午前 9 時 00 分から 10 時 39 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (27 人)

会 長 15 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 | |
| 5 番委員 | |
| 7 番委員 | |
| 8 番委員 | |
| 9 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 18 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | |
| 11 番推進委員 | |
| 12 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (5 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 4 番委員 5 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長	おはようございます。只今より、平成30年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。
議長	皆様おはようございます。 田植えの方はいかがでしょうか。終わられたでしょうか。 硫黄山の噴火での川内川白濁に伴い、水稻作付をしないという判断をし、再生協議会で代替え作物の変更申請があったわけですが、代替え作物を作るという人が7割程度あり、3割は何も作付しないで維持管理をして来年度の水稲作付にむけて管理をするということで、共済組合から共済金が交付されることになっています。 このように川内川白濁により水稻作付が出来なくなった地域の方は大変でしょうが、今年1年頑張ってくださいと思います。 本日は、傍聴の方が2名来ていらっしゃいますのでよろしくお願いします。 本日は14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。 本日の議事録署名委員を、指名いたします。 4番農業委員と5番農業委員に、お願いいたします。 ただいまより総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。 資料の1ページから5ページになります。 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が17件、登記地目、田25筆、畑3筆でありましたのでご報告いたします。
議長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長	なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更について」 をお願いします。
事 務 局	報告第2号農地の利用目的変更につきまして、去る6月15日、事務局 で現地調査を行いましたので報告いたします。 整理番号1番の申請者は、伊佐市大口里に居住される Y Tさん64歳 です。 申請地は、伊佐市大口曾木字青木1568番、地目は田、地積は1, 2 03㎡で、曾木小学校より北東へ約500mに位置し、水稻作付に対し水 量不足により、現在は休耕田として管理してあります。今後も水稻作付が 困難なことから、盛土を行い野菜等を栽培し畑として管理して行きたいと のことでした。 以上のことから、今後、田としては管理は難しく、遊休農地対策及び農 地の有効利用としても、本届出は適切であると思われますことを報告いた します。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいた します。質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。) ————— 議案第1号 —————
議 長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見 決定について議題といたします。 事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意 見決定の、基盤法貸借につきましてご説明申し上げます。 23ページをご覧ください。 期間は1年から10年で、面積は田238,572㎡、畑22,605 ㎡の計261,177㎡です。利用権を設定する者の数78名、利用権の 設定を受ける者の数44名です。 土地の詳細につきましては、7ページ番号1から22ページ番号92の とおりです。 なお、10年契約で8月1日開始につきまして、中間管理権取得という ことを申し添えます。以上ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月18日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は65歳です。

渡し人 YKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野4036番1、外3筆で地目は田、地積は合計6,075㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は289,317㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約6.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議	長	3 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 2 番について、10 番農業委員の報告を求めます。
10 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 6 月 24 日現地調査を行いましたので、私 2 番が報告いたします。 申請人 TYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 70 歳です。 渡し人 STさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 73 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字池田 4117 番で、地目は田、地積は 996 m²で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 107,409 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 3 名で、通作距離は 1 km で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	10 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。

		整理番号２番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号２番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号３番について、１３番農業委員の報告を求めます。
１３番 農 業 委 員		議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号３番につきまして、去る６月２２日現地調査を行いましたので、私１３番が報告をいたします。 申請人　ＴＧさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は４８歳です。 渡し人　ＴＡさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は７８歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原３１３８番１、地目は畑、地積１，５０４㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は、総会資料１４ページ番号４６番で父親より２，０７５㎡の貸借と今回の１，５０４㎡の合計３，５７９㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は３名で、通作距離は約２ｋｍで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	１３番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号３番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。 申請人 SNさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は51歳です。 渡し人 NTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市大口目丸字天師1159番2で、地目は畑、地積は382㎡で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は19,767㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。
2	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農 業 委 員	整理番号5番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。 申請人 MTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 UTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は82歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字久保山1843番4外7筆で、地目は田、地積は合計4,630㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は6,883㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議 長	2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号5番は許可が決定いたしました。
議 長	整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る6月25日に現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたします。 申請人 SSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 TKさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は65歳です。 申請地は、伊佐市大口針持字瀬戸口1924番、地目は田、地積は1,578㎡で、所有権移転売買です。

		受人の経営面積は89,208㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。 申請人 IYさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は35歳であります。 渡し人 KSさんは、始良市加治木町木田に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市大口原田字長畑2091番1、地目は田、地積は964㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は52,057㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

		添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。 申請人 MYさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は32歳です。 渡し人 HRさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市大口大島字本町818番8、地目は畑、地積は786㎡で、所有権移転売買であります。 受入は今回新規就農される方で、議案第1号の整理番号78、79で田畑を各1筆ずつ地積計2,229㎡をお父さんから借入、今回の売買取得分786㎡の計3,015㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約10mで、現況は良く完備された農地であります。経営意欲は十分あり農機具等はお父さんから借りるということです。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議	長	4 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 8 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 8 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 9 番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 9 番につきまして、去る 6 月 22 日に現地調査を行いましたので、私 11 番が報告いたします。 申請人 MS さんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は 37 歳です。 渡し人 KZ さんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 51 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字桶之口 4217 番、地目は田、地積は 3,163 m²で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は 132,035 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 4 名で、通作距離は約 2.5 km で、現況は良く完備された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	11 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。

		整理番号 9 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 9 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 10 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 10 番につきまして、去る 6 月 22 日現地調査を行いましたので、私 1 番が報告いたします。 申請人 IHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 65 歳です。 渡し人 YIさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 73 歳です。 申請地は、伊佐市大口里字小水流 1756 番 2 で、地目は田、地積は 2,173 m²、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 39,912 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1 km で、現況は良く完備された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 10 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。

		よって整理番号１０番は許可が決定いたしました。
議	長	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数１０件について、１０件の許可が処分決定いたしました。
		————— 議案第３号 —————
議	長	議案第３号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定について提案いたします。 整理番号１番について、１番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員	番	議案第３号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定の整理番号１番について、去る６月２２日、７番農業委員、４番推進委員、私１番農業委員３名で共同調査を行いましたので、１番が報告いたします。 申請人　ＹＨさんは、熊本県芦北郡津奈木町に居住されています。 申請地は、伊佐市大口白木字山神１３１３番３１１、地目は畑、地積は１，０４７㎡であります。 所在地は、富ヶ丘のすずらの里より南西へ約１００ｍに位置し、所有者　ＴＴさんは、鹿児島市春山町に居住され、年齢は７４歳です。 申請地の所に実家がありますが、約４０年前に親がお亡くなりになり、それ以来空き家となり、山林、原野に囲まれた所でどうしようもないとのことでした。 転用目的は、太陽光発電施設設置による農用地計画変更農振除外であります。 北側山林２，０４６㎡、南側原野１，５７７㎡、西側原野５，０９７㎡、東側原野１，６９９㎡、今回除外申請の１，０４７㎡を加え、総面積１１，４６６㎡で、パネル設置枚数２，０６４枚の計画になります。 添付書類として、申請書、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、委任状等が提出されています。 調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において申請地の除外は問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	１番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。
議 長	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定について、申請件数1件について、意見決定1件が決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議 長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農 業 委 員	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る6月22日、申請人のHIさん立会いのもと、2番推進委員、18番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をしましたので、13番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口田代に居住されているHIさんで、年齢は58歳です。 譲渡人は、鹿児島市南林寺町に居住されているHHさんで、年齢は81歳です。 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は自治会敷地として利用なっております。 申請地は、伊佐市大口田代字船ヶ迫938番4、地目は畑、地積は51㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。現況は昭和55年より公民館敷地の一部として利用されています。 本来なら先に農地法による許可を得るべきであったと反省をし、始末書も提出されております。 所在地は、羽月西小学校から北西へ約1.5kmに位置しており、南側は道路、東側と北側は畑、西側は道路で、周囲に与える影響はないと思われま。 添付書類として、土地の全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、始末書等が添

		付されております。
		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月22日、申請人の代理人I行政書士立会いのもと、1農業委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口里に居住されている HKさんで、年齢は41歳です。 譲渡人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている ISさんで、年齢は47歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は農家住宅となっております。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前728番2、地目は田、地積は760㎡で、農地区分は第1種農地の集落接続施設の農地であります。 所在地は、大口伊佐医師会館から北へ約500mに位置しており、東側は田、西側は田、南側は道路、北側は田で周囲に与える影響はないと思われま。 申請地は中山間地の田であるため、周囲によう壁を設けなど対策をし、土地改良区の意見書も添付してあります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除

		計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書、委任状が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る6月22日、申請人の代理人行政書士のTさん立会いのもと、4番農業委員、9番農業委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口上町に居住されている MUさんで、年齢は32歳です。 譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている HRさんで、年齢は71歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅として利用となっております。 申請地は、伊佐市大口大島字本町818番1で、地目は畑、地積は569㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、羽月小学校より西へ約1kmに位置しており、南側・西側は宅地、東側・北側は道路を挟んで宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除

		計画書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る6月22日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、2番推進委員、18番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をしましたので、13番が報告いたします。 譲受人は、熊本県上益城郡嘉島町に居住されているITさんで、市外住民です。 譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているTHさんで、年齢は85歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。 申請地は、伊佐市大口田代字柳ケ谷49番16で、地目は畑、地積は1,003㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、三法保全から西へ約1.5kmに位置しており、南側は道路、東側は太陽光発電施設、北側は山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業であります。パネル設置枚数244枚、設置容量72kwを予定しております。

		添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、融資証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5について、去る6月22日、申請人 HTさん、T行政書立会いのもと、3番推進委員、11番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている HTさんで、年齢は35歳であります。 譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている HTさんで、年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2615番3、地目は田、地積は256㎡であります。 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、旧鹿北精油の工場跡地より西へ約300mに位置しており、南側は宅地、北側は田、西側は宅地、東側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

		添付書類として、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る6月22日、申請人のIAさん代理人のM行政書士立会いのもと、11番農業委員、14番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。 譲受人は、宮崎県宮崎市桜ヶ丘町に居住されているIAさんで、市外住民です。 譲渡人は、霧島市国分広瀬一丁目に居住されているHNさんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 申請地は、伊佐市菱刈前目字黒板寺1475番外1筆で、地目は畑、地積は合計910㎡です。 所在地は、菱刈庁舎から西南西へ約800mに位置しており、南側は水路を挟んで道路、東側・北側は宅地、西側は太陽光発電施設で、周囲に

		与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数316枚、設置容量86.9kwを予定してあります。 添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、住民票、事業計画書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、3番農業委員の報告を求めます。
3番農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る6月22日、申請人の代理人EのKさん立会いのもと、5番推進委員、12番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。 譲受人は、熊本市中央区大江に居住されているSKさんで、市外住民です。 譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されているNTさんで、年齢は84歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 申請地は、伊佐市菱刈川北字糝ヶ山1802番1で、地目は畑、地積は1,868㎡です。

		所在地は、国道268号の湯之尾交差点から西へ約1kmに位置しており、南側は農道、東側はクヌギ山、北側は山林、西側は宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数336枚、設置容量49.5kwを予定してあります。 添付書類として、全部事項証明書、住民票、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。
4番農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る6月22日、申請人の代理人Uさん立会いのもと、5番農業委員、9番農業委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代田区神田多町で事業されているM機械(株)代表取締役社長NTさんです。 譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されているTSさんで、年齢は64歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

		申請地は、伊佐市大口下殿字須和野４７４番３で、地目は田、地積は１，４７０㎡です。 所在地は、羽月小学校から南へ約２ｋｍに位置しており、東側は道路を挟んで畑、西側は山林及び田、南側は山林、北側は道路を挟み畑で、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数３６０枚、設置容量９９．０ｋｗを予定してあります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	４番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号８番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号８番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号９番について、９番農業委員の報告を求めます。
９ 農 業 委 員	番	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号９番について、去る６月２２日、申請人の代理人Ｕさん立会いのもと、４番農業委員、５番農業委員、私９番農業委員の３名で共同調査をしましたので、９番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代田区神田多町にある Ｍ機械(株)代表取締役社長 ＮＴさん一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されている ＴＫさんで、年齢は３１歳です。

		本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 申請地は、伊佐市大口下殿字須和野476番50で、地目は畑、地積は1,075㎡です。 所在地は、ファミリーマート羽月店から西へ約1.5kmに位置しており、東側・西側は畑、南側は市道、北側は宅地と山林で、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量99.0kwを予定してあります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号9番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る6月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、11番農業委員、14番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代田区神田多町に所在する M機械(株)代表取締役社長 NTさん一般法人です。 譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている AKさんで、年齢は81

		歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3125番2、同じく字曾源寺原3126番1で、地目は畑、地積は合計1,906㎡です。 所在地は、本城小学校から西南西へ約1kmに位置しており、南側は宅地、西側は太陽光発電施設、北側は畑、東側は宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量95.58kwを予定してあります。 添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、住民票、事業計画書、残高証明書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号10番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号11番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る6月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、10番農業委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代田区神田多町にある M機械(株)代表取締役社長

		NTさんです。 譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている HYさんで、年齢は81歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3109番1で、地目は畑、地積は1,720㎡です。 所在地は、本城小学校から西へ約1kmに位置しており、南側は宅地及び畑、東側は畑、北側・西側は道路を挟んで山林一部宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定しております。 添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号11番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号12番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る6月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、10番農業委員、14番推進委員、私11

番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町にある M機械(株)代表取締役社長 NTさんです。

譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されている TNさんで、年齢は60歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字楠原1955番1で、地目は畑、地積は548㎡、同じく字楠原1958番1で、地目は畑、地積は1,659㎡の2筆合計2,207㎡です。

所在地は、南九州変電所から西北西へ約2.5kmに位置しており、南側は畑及び山林、東側は山林、北側は道路を挟んで宅地と山林、西側は畑で、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数12件について、処分決定12件が処分決定いたしました。

議案第5号

- 議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。
- 3番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る6月22日、申請人のMSさん立会いのもと、5番推進委員、12番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしまして、3番が報告いたします。
申請人MSさんは、伊佐市菱刈前目に居住されています。
申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字星熊原2800番3で、地目は畑、地積は270㎡です。
周辺の状況は、周囲は全て人家であり、非農地となった時期及び理由として、平成10年4月頃から、地域の方がたのゲートボール場、盆踊り会場として貸していたとのことで、また、すぐそばに子供さんが家を建てる計画があります。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
- 議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長	議案第 5 号「非農地証明願」 1 件申請のうち 1 件の許可が決定いたしました。
議 長	その他。事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをお開きください。 6 月の月例報告をします。 去る 7 日、 6 月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。 22 日、現地調査を一斉にしております。 28 日、本日ですが第 3 回農業委員会の総会です。 7 月の行事予定ですが、 5 日に 7 月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。 24 日が現地調査です。 30 日が第 4 回の農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。
議 長	他にないでしょうか。
事 務 局	利用状況調査につきまして、皆さんに手提げ袋を配布してあるかと思いますが、毎年ご協力いただきありがとうございます。 調査に関しましてはご理解されているかと思いますが、提出期限を毎年 9 月の末日にしていたましたが、今回は 9 月の総会日にしてあります。 まず、お渡しした書類が、自分の担当区域のものか確認をお願いします。袋の中には、地図、台帳、筆記道具等が入ったケース、ケースの中には SD カード、ホワイトボード用のマーカー、ボード消し、鉛筆、鉛筆削り器など 7 点、その他写真撮影時に使う白板が入っています。白板については調査区域の大字が 2 ヶ所ある場合は 2 枚入っています。 暑い時期ではありますが、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	利用状況調査については、よろしくお願いいたします。 他にないでしょうか。
事 務 局	これで、平成 30 年度 第 3 回農業委員会総会を終わります。
事 務 局	姿勢を正してください。 一同礼。
事 務 局	おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時39分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

伊佐市農業委員

伊佐市農業委員